

仁木町通学路安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和3年2月改訂

仁木町通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故や事件が相次いで発生していることから、各小中学校の通学路において関係機関と連携して点検並びに必要な対策内容について、関係機関の連携体制を構築し、「仁木町通学路安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・国土交通省北海道開発局小樽開発建設部
- ・北海道後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所
- ・北海道警察札幌方面余市警察署交通課
- ・北海道警察札幌方面余市警察署生活安全課
- ・仁木町立小中学校
- ・仁木町総務課
- ・仁木町建設課
- ・仁木町教育委員会

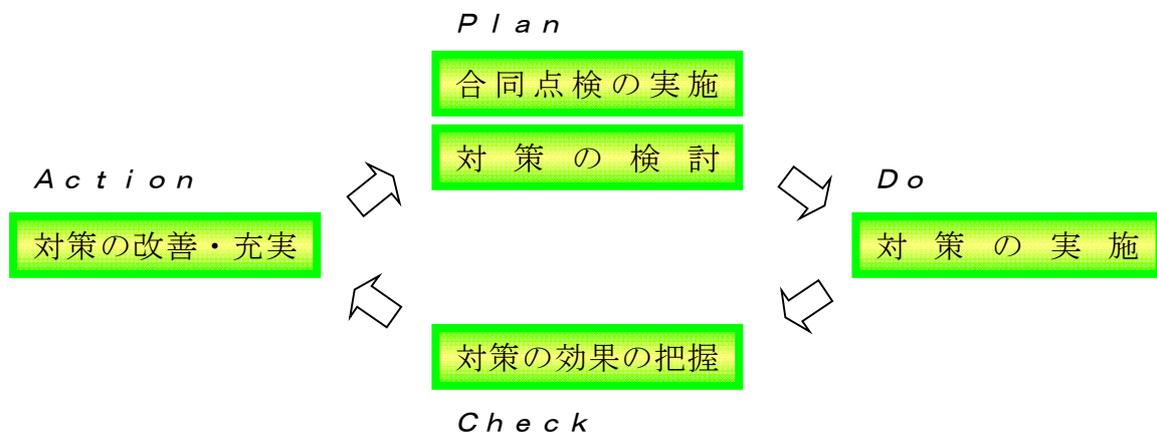
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、定期的に通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を開催し、現地調査や合同点検を実施して対策を講じるとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 会議の開催等

○ 通学路安全推進会議の開催

- ・ 推進会議は、年1回開催します。ただし、必要な場合は臨時で開催します。
- ・ 効率的、効果的に現地調査を行うため、事前に各学校において単独点検を実施し、危険箇所を抽出したのち、推進会議において抽出箇所を把握し、現地調査が必要な場合、調査を実施します。

○ 合同点検の実施

上記危険箇所のほか、通学路において合同点検が必要な場合は、教育委員会、学校、道路管理者、警察等が参加して実施します。

(3) 対策の検討

現地調査や合同点検（以下「現地調査等」という。）の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係機関と連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

現地調査等の結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、児童生徒や保護者への意見を聴くなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、現地調査等や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。